動物愛護管理をめぐる主な課題に対する主 な指摘事項

### 動物愛護管理をめぐる主な課題について

主な指摘(意見書によるものは、斜体)

今後の動物愛護管理行政の更なる展開に資するため、 第44回動物愛護部会での議論及び動物愛護管理法の施行 状況を踏まえ、課題と考えられる事項を次のように抽出 した。今後、さらに議論を踏まえて課題を整理していく。

#### 1. 飼い主責任のあり方

「適正飼養」とは何か。人と動物の共生する社会の実

現に向け、その基本的な考え方を整理すべき。

- ・所有者等が動物を適正に飼養・保管していないことに起因して、動物の健康及び安全が保持されないこと、さらには生活環境の保全上の支障が生じている事例がある。所有者等における「適正飼養」を確保するためには、適正な飼養・保管についての基本的な考え方について整理する必要があるのではないか。(適正飼養については、すべての動物の所有者等に求められる責務であり、家庭動物だけでなく、産業動物、実験動物、動物園動物等にも適用されることに留意。)
  - ※法第7条第1項においては、動物の適正な飼養・保管により、「動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない」とされている。

#### 適正飼養を飼い主に浸透させるための手立ては何か。

・動物の所有者等(愛がん動物の飼い主等)において、適正飼養を確保するための具体的な手法等の理解が進んでいないことが、適正でない飼養をもたらす一因である。このため、法第7条7項に基づき環境大臣が定めた「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」やその解説書について、一般の方向けに分かりやすくまとめた適正飼養のガイドラインを作成する必要があるのではないか。作成する場合、どのような内容とすべきか。(適正な行為のみならず、不適正な飼養(やってはいけないこと)を具体的に例示すべ

#### 1. 飼い主責任のあり方

○環境省ホームページに適正飼養の動画サイトを 設置すべき(理想の飼い主像を具体的に示す(散歩 のマナー、繁殖制限、室内飼育、不妊去勢手術、飼 い主のいない猫活動など)、悪い例も示す(ノーリ ードの散歩、放し飼い、多頭飼育崩壊など))

- 譲渡講習会での適正飼養の徹底
- ・安易な譲渡は行わない。模範的な飼い主になって もらうための機会とする。
- ・譲渡団体への支援対策
- ・一般向けの適正飼養ガイドラインは既存の民間 ノウハウ本が多くあり、不要。ノウハウ本等を購読 しない<u>多頭飼育者・不適正飼養者への対応につい</u> て、自治体担当者向けガイドラインが必要。
- ・不適正飼養の予防としては、飼育開始前の適正飼

きとの指摘があるが、どのような例を示すべきか。)

・適正でない飼養、とりわけ、近隣住民の受忍限度 を超える生活環境の支障を生じさせ、迷惑をか ける飼養管理については、未然防止・速やかな支 障の除去が必要不可欠であるが、飼い主のモラ ルに加えて、飼い主の適正飼養をいかに確保す べきか。 育講習会の受講が効果的。<u>飼う前の講習会受講の義</u>務付け等の法的規制を検討してはどうか。

- ・法により飼育頭数の規制をすべき。(民事裁判で 裁判所命令により頭数制限の事例があり、不可能で はないと思う。)
- ・猟犬については、猟区場の近隣住民に対する迷惑 行為や猟期後の遺棄が多発。<u>猟犬については、何ら</u>かの規制が必要。猟犬の飼育・猟区での飼養に関して<u>確実な所有者明示、マイクロチップの装着と登録</u> 義務化が必要。

○所有者明示を進めることには賛成だが、動物愛護法だけで制度設計を進めることには課題があると考える。同じ目的のために、大の所有者に対して二重の負担を強いることは、避けるべきではないか。次期法改正が議員立法で進められることになるのであれば、動物愛護法における所有者明示(個体識別)の推進については、狂犬病予防に基づく登録制度と、どのような形で一本化が可能なのかという観点からも、国会において十分にご議論いただけるよう願う。

○ マイクロチップは、家庭動物の遺棄や盗難を 予防し、保護動物の飼育者への返還率の向上から 処分数を削減し、生産、流通、飼育履歴に関する トレーサビリティを確保する上でも、たいへん効 果的な方策である。

本来ならば、<u>飼育者の所有明示責任や動物を飼っていない人への社会的配慮を鑑みても、全個体にマイクロチップが装着・登録されることが望ましいが、段階的な普及を考慮し、販売又は繁殖に供される犬猫、使役犬(猟犬含む)を今回の改訂で義務化することが、日本における犬猫の適正管理への近道。動物取扱業は、流通過程や返品再販売等による個人情報を扱う上でも全ての中継点に位置することから、装着や登録を行うのに適したポジションにある。</u>

情報管理体制については、<u>関係行政機関及び大</u> 猫の飼育者の利便性を一番に鑑みれば、管理者の 公益性とこれまでの登録数等の実績を考慮しなが

ら、全国統一的に管理できる機関に一任されるべきであると考えられる。ぜひ<u>マイクロチップの登</u>録情報の一元化に向けた整備について検討してほしい。

## 多頭飼育等の適正でない飼養の予防対策

- ・適正な飼養が確保できないことにより、生活環境の保全上の支障等をもたらす(多頭飼育崩壊等)飼い主については、社会福祉・保健福祉等(人間の福祉)の専門家との連携による対応が必要なケースが多いとの指摘がある。適正な飼養を確保するため、どのような社会福祉・保健福祉施策等との連携方策が考えられるか。(現状把握、未然防止・再発防止のための考え方の整理、具体的な対応策を講じるための仕組み及び人材育成等の体制整備のあり方等について整理が必要か。)
- ・動物による深刻な生活環境の支障を引き起こしている飼い主や、動物虐待(ネグレクトを含む)の状態で動物を飼養管理している飼い主等について、再発防止のための抜本的な解決に向けてどのような対策が考えられるか。
- ・米国の精神医学会では、多頭飼育はアニマルーホーディングという精神疾患であり、人間の福祉の観点から、保健師・精神保健福祉士、消防、環境問題専門家等による自治体の動物以外の部署もネットワーク化したタスクフォースによる対応が必要。(米国では、法的にホーダー自身の後見人を付ける等の対応事例あり。)
- ・他部署連携のための仕組みについては、問題解決とともに、届出制も含めた未然防止のための情報収集の仕組みも重要。
- ・自治体における<u>動物行政担当者と精神保健の専門職員との連携が進むよう、国におけるバックアップを検討</u>してほしい。
- 自治体の動物行政部門と福祉行政部門との連 携の強化を支援する仕組み
- ・多頭飼育については、10 頭以下の段階での早期発見・早期解決のための対策を考える必要。自治体獣医師職員は、頭数増加により問題が生じつつある飼い主に対して、動物を手放すよう説得するためのスキルを身につけるべきであり、研修も必要。
- ・ 多頭にあまり限定せず不適正飼養について見ていくべき。(一頭でも不適正飼養は発生。)
- ・国民の本来の生活の安定を守るとの観点から、<u>飼育禁止命令</u>という仕組みについて、真剣に検討すべき。(多頭飼育による近隣被害が発生しているため、 多頭飼育の放置は、公共の福祉に反する問題事例であり、行政法関係の学者を交えての新たな仕組みづくりの議論が必要。)

- ・飼育禁止命令等による強制的な動物の引取り手段はないため、問題解決のための武器として、<u>財産</u>管理の問題としての成年後見制度の活用を含めた 行政手法の検討が必要。
- ・飼育禁止/停止については、動物を適正に預かる 受け皿の用意が必要。動物の適正飼養を終生確保す るために、飼育禁止の間の預かり費用及び手間をか ける根拠について整理が必要。
- ・海外事例によれば、著しい不適正飼養については 違法行為であり、法的解決までの間は係争物件とし て飼い主の保持を禁止 (一時避難 (飼育停止))、し つつ、預かり料を飼い主負担とすれば、所有権放棄 がスムーズ。
- ・違法行為について、誰が違法との認定をするかという手続問題を考える必要。(違法駐車の場合、警察官の権限でレッカー移動し保管料を徴収。)
- 多頭飼育を予防する規制の検討
- ・ 10頭以上の多頭飼育届出制を導入している自 治体において、適正飼養の推進につながっているの か調査が必要。
- ・アニマルホーダー、動物虐待と人間の暴力性等の 人間の精神的な病理の部分について、社会的認識の ベースを作る必要があり、シンポジウム・イベント 等による普及啓発が必要。

## 災害時における適正飼養のあり方

- ・災害時において、人の避難行動(安全確保行動) に動物の適正飼養をどのように融合させていく べきか。
- ・犬猫以外の動物について、災害時における適正飼養のあり方をどう考えるか。(特定動物その他の動物(学校飼育動物、爬虫類等の外来生物等

### 2. 動物取扱業に求められる役割と今後のあり方

動物取扱業(第一種、第二種)に対する規制措置のあ

## り方

- ・動物取扱業者が動物の取扱いについて遵守すべき飼養管理基準は、ほ乳類、鳥類及び爬虫類に共通であり、かつ、多様な業態(犬猫の繁殖・販売業者(ブリーダー、ペットショップ)、動物園等の展示業者等)について、一律の基準となっている。このため、適正飼養の確保の更なる徹底に向け、動物の種類や業の種別に応じて、基準の更なる細分化・明確化が必要との指摘がある。動物取扱業者が遵守すべき飼養管理基準は、どのようにあるべきか。
- ・動物取扱業者における法の遵守を徹底するため、 自治体による法の施行における課題は何か。(第 一種、第二種の各々について、報告徴収・立入検 査、勧告・命令、業務停止・業の取消し措置等の 違法行為の抑止・是正のための適正な執行に係 る課題は何か。多様な業種・業態(犬猫等販売業 (ペットショップ)、展示業(動物園)、訓練業(訓 練施設)等)において法の遵守を確保するための 課題は何か。)

## 動物取扱業(第一種、第二種)の主体的な取組をどう

## 促進するか。

- ・動物取扱業がその事業に応じて果たすべき社会 的な役割(動物取扱業として遵守すべき法規範 以外の事項であって、動物の所有者等における 適正飼養を確保するために、国民や自治体が動 物取扱業者に期待する役割)はどのようなもの があるか。
  - ※例えば、犬猫等販売業者(ペットショップ) において、家庭での犬猫の飼養の理想的なあ り方をモデル的に展示して、新しく犬を飼お うとする方が、具体的な適正飼養のイメージ を持った上で、犬を購入することができるよ うな取組や、販売後も継続してしつけ教室・ 相談を行うなどアフターケアを実施する等、

### 2. 動物取扱業に求められる役割と今後のあり方

- 行政、事業者、消費者が施設や飼養管理基準へ の適合について、動物福祉の観点から客観的に判断 できる内容とし、動物の適正な取扱いを確保につな げていただきたい。
- ・動物取扱業は多様な業態であり、動物行動学の観点から同一の基準では対応できない。
- ・動物園及び動物園動物については、きちんと定義 付けの上、適正飼養ガイドラインを検討すべき。(と りわけ、日本動物園水族館協会に加入していない動 物園の扱いについては、非常に大きな問題。)
- ・動物と人間がふれあう展示施設(猛禽類カフェ等)については、不適切なふれあい活動が非常に多く、子どもたち含め一般市民及び動物の双方にとって安心・安全な状況ではない。動物愛護管理法の観点のみならず、公衆衛生上の観点、人獣共通感染症管理の観点から厳しく見ていく必要があり、展示基準を可能な限り法律に盛り込むべき。
- ・展示業登録をしている者における不適切なふれ あいについては、どういうふれあいなのかをしっか り議論した上で、展示業のあり方を議論すべき。第 一種取扱業の多様性を踏まえて、少しきめ細やかな 対応が要求されているのではないか。
- 動物取扱業が多様化する中で基準の細分化、明確化には賛成。しかし動物園を取扱業(展示業)だけでくくり規制するのは限界がある。動物園としての定義をしっかり定め(例えば動物園法)他の展示業とは差別化を図るべき。
- ・第二種動物取扱業者の保護団体において、多頭飼育状態にある場合に、自治体の譲渡先となっている団体については、殺処分を減らすことに貢献しているがために自治体が厳しく指導できないとの悪循環が発生している。第二種動物取扱業者を第一種と同じく、どう業規制していくか、自治体が毅然と対

飼い主の適正飼養を確保するための、専門的 な知識を活用した取組。

・動物取扱業者における違反行為の是正や法令遵守の前提の上、事業者や業界団体等(以下、事業者等という。)が事業に応じた社会的な役割を果たしていくために、優良と認められる事業者等をどのように奨励し、その活動を促進していくべきか。また、事業者等は、どのような自主的取組を促進していくべきか。

応できるかとの問題は、殺処分問題にも関わってくる大きなテーマ。

○現在、経過措置中の<u>犬・猫の販売等のための日齢</u> について、科学的知見から検討を進め、流通販売が 可能となる日齢を定めていただきたい。

○移動販売・ネット販売による衝動買いを抑制するため、法は「現物確認」「対面説明」の徹底を定めているが、生体のネット販売は継続している。遠隔地のブリーダーからネット販売で購入することも可能であり、この場合、大猫が空輸されてブリーダーから委託を受けた代行業者が空港で大猫を受け取り、購入希望者に引き渡す事例があり、代行業者が「現物確認」「対面説明」を実施する。このような事例について、早急に実態調査を行い、違法行為が生じていないか確認が必要。

・ペットショップにおいて、販売前に適正な飼養についての講習(説明)を実施した上で、別の日に犬猫を引き取る仕組みが必要ではないか。

○事業として大規模な繁殖施設を運営する事業者 が、法律で求められる責務を果たすのは当然のこと とし、一方では、趣味のレベルで犬猫の飼育や繁殖 にいそしむ層に対する過剰な規制については見直 しを行い、法律の目的でもある「国民の間に動物を 愛護する気風を招来すること」に、社会が向かうこ とを期待。動物取扱業者への規制強化により、ブリ ーダー数が減少、とりわけ小規模(年間10頭以下) 繁殖業者が減少。環境省の QA 例示にある動物取扱 業の登録要件である「年間2回以上又は2頭以上」 の意味するところも不明瞭。(海外では、商業的販 売を行うブリーダーか否かの線引きは、「年間の出 産回数」や「繁殖用メス犬の保有頭数」で規定され、 取引頭数で規制の線引きを判定する国は見当たら ない。) どこまで趣味のレベルとするかは社会通念 に照らし決めていけばよいが、例えば、諸外国の法 規制を参考に、「犬又は猫の繁殖を行なう者で、年 間○胎まで(又は繁殖用メス○頭までの保有)は、 第一種動物取扱業者から除外する。」のような基準 を細目等に追加することが望ましいのではないか。

# 3. 行政機関が果たすべき役割、行政機関と民間との連携のあり方

## 自治体による犬猫の引取りのあり方

・法は、住民生活の安全や公衆衛生の確保の観点から、自治体による犬猫の引取り義務を規定している。また、所有者から引取りを求められたときは、終生飼養の趣旨に照らし、自治体が引取りを拒否できる場合を定めている。当該規定の運用について、自治体による過度の引取り拒否の結果として、遺棄等の違法行為につながる事態や適正飼養が確保できない飼い主により生活環境の支障が生じる事態が引き起こされているとの指摘がある。人の生命・身体・財産に対する侵害及び生活環境の保全上の支障の防止を前提として、〈所有者からその犬猫の引取りを求められた場合〉と〈所有者が判明しない犬猫の引取りを求められた場合〉の各々について、引取りのあり方をどう考えていくべきか。

## ※法 (大及び猫の引取り)

第35条 都道府県等(都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項 の中核市(以下「中核市」という。) その他政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。) は、犬又は猫の引取りをその所有者からなければならない。ただし、犬猫等販売業者からよない。ただし、犬猫等販売業者の制定の趣旨に照らして現りを求められた場合その他のもして環境省令で表別を対して環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

#### 2 (略)

3 第一項本文及び前項の規定は、 都道府県等が所有者の判明しない犬 又は猫の引取りをその拾得者その他 の者から求められた場合に準用す る。

# 3. 行政機関が果たすべき役割、行政機関と民間との連携のあり方

○ 所有者からの引取りの事前相談においては、獣 医師職員が状況をよく聞き、自分で譲渡先を探す努 力をする、問題行動の改善のための訓練や疾病の治 療の助言を行うなど、今後一層のコミュニケーショ ン能力の向上が求められる。

## ○動愛法35条3項について

所有者の判明しない犬猫の引き取り義務について、 削除(廃止)を検討していただきたい。

## (以下、理由)

引き取り現場では、拾得者からの持ち込みかどうか 判断できないこと、

及び、環境省資料を見ると所有者からよりも(拾得者からの持ち込みが)多くを占めていることから (資料は犬については狂犬病予防法や条例に基づく捕獲も含んでいると思われるので猫のように単純に言えないかもしれないが)、この規定がある限り、引き取り数の減少・現場の判断の苦慮は減少しないと思われる。

また、法律相談でも、

- ・<u>飼い主が拾得を装って持ち込んでいることが疑われるケース</u>(犬は明らかに拾得者になついているなど)、
- ・遺棄なのに拾得を装っていることが疑われるケ ース

が多々あり、この規定がある限り、遺失物横領、窃 盗などの犯罪を誘発するおそれもある。

配布資料によると、附則などを根拠に、防いでいる ようだが、根拠にはならず困難。

速やかに廃止すべき条項と考える。

ただし、廃止後、36 条 1 項による負傷動物による 引き取り条項を使い、

ケガをさせて持ち込むケースの増加が予想される ため、この点への手当が必要。

① 所有者からの引取り (35条1項) の拡充、 ②みだりな殺傷や虐待、遺棄が疑われる場合の警察 への通報義務。 ※施行規則(犬猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合)

第 21 条の2 法第三十五条第一項 ただし書の環境省令で定める場合 は、次のいずれかに該当する場合と する。ただし、次のいずれかに該当す る場合であっても、生活環境の保全 上の支障を防止するために必要と認 められる場合については、この限り でない。

- 一 犬猫等販売業者から引取りを求められた場合
- 二 引取りを繰り返し求められた場合
- 三 子犬又は子猫の引取りを求められた場合であって、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていない場合
- 四 犬又は猫の老齢又は疾病を理由 として引取りを求められた場合
- 五 引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合

  六 あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、法 第七条第四項 の規定の趣旨に照 らして引取りを求める相当の事由 がないと認められる場合として都 道府県等の条例、規則等に定める 場合

つまり、遺棄、遺失物いずれも原則は警察が対応することにし、ただし公衆衛生的見地、動物保護の見地から、警察は、動物の健康状態に鑑み保健所、動物変護センター等の所管自治体と連携し、といった文言を遺失物法なりに入れ、実際はセンターに委託(移送)できるようにしておく。

なお、35 条 3 項の廃止が難しい場合、<u>拾得による</u> 持ち込みをごく限られた運用にするような手当が 必要。

## (拾得と遺失物の問題)

- ・本来、拾得は遺失物法により警察へ持ち込むべき。
- ・その後警察からの委託で 3 ヶ月センターが預かるなどはあるにせよ、あくまで遺失物法で処理して 所有権を切っておく必要がある。
- ・具体的には、遺失物法と民法の改正が必要。遺失物法4条3項を廃止し、遺失物法9条(2週間の処分)で犬猫は2週間の公告期間後判明しない場合は自治体の所管センターに引き渡すことができるとする。あわせて、民法240条に、犬猫について2週間の公告期間後所有者が判明しない場合センターに所有権が移る、あるいはもとの所有者の所有権は消滅する、ということを追加する。
- ・拾得者が 35 条 3 項でセンターに持ち込むのは所 有権の問題が起きない(殺処分が予想されるような 譲渡に適さない)犬猫だけと考えるべき。
- ・そうでないと譲渡後元飼い主から引渡しを請求 された場合、譲受人は拒絶できない。
- ・この問題は結構な頻度で起きている(理由 1 譲受人がインスタグラム等で自慢すると惜しくなった元飼い主が名乗り出る

理由 2 平成 11 年遺失物法改正後、警察が拾得 者に積極的に 35 条 3 項でセンターに持ち込むよう 誘導しているため。

理由3 殺処分であれば所有権は消滅するが、譲渡処分が一般的になったため)。

## 自治体による犬猫の譲渡・殺処分のあり方

・自治体は、引取りを行った犬猫について、「殺処 分がなくなることを目指して」譲渡等を促進す るとの努力義務が法に規定されている。また、引

・殺処分の仕方、動物の安楽死の手法について真剣 に考える必要。きちんと命を絶つのは獣医師であ り、各自治体において、自治体獣医師職員及び民間 き取った犬猫について、動物の愛護及び管理の 観点から、法の目的を全うするためには、譲渡せ ずに殺処分を行うことが必要な場合があるとの 自治体や専門家からの指摘がある。このような 中で、実質的に、譲渡や殺処分を減らしていくた めに、どのような現実的な方策が考えられるか。 獣医師会がしっかり議論してほしい。

- ・殺処分ゼロについては、<u>まず引取り数(保護・収容数)を減らす取組</u>として、飼い主責任の徹底による遺棄・逸走・みだりな繁殖を減らすとともに、<u>飼い主への返還・譲渡促進等の取組により、結果として、致死処分を減らすことが重要。</u>
- ・愛護センターでの収容中の自然死や、動物福祉の 観点から殺処分せざるを得ないものについては、殺 処分が必要であり、ゼロにはできない。こういった ものを除いた殺処分ゼロ、を目指す必要。
- 収容中の死亡、動物福祉の観点から行う殺処分 を除いた殺処分の削減を目指すことを広く理解さ せる取組が必要
- 殺処分を減らすことを目指していくと、収容頭数の増加、飼養管理日数の長期化により、収容能力 を超えてしまう恐れがあり、また1頭ごとの飼養管理の質が低下することは避けなければならない。
- 地域によって自治体の対応状況は異なる。<u>一律</u> に殺処分がなくなることを目指すというのは実態 にそぐわないのではないか。
- ・<u>殺処分のあり方</u>については、人口が多く協力者が 多い東京都の取組を全国の模範にすることは困難。 温暖な気候で、野犬や子猫がどんどん生まれている 地域もある。全国動物管理関係事業所協議会におい て、全国のあり方としての本格的な議論が必要。

地域の実情を踏まえた対応・自治体の施行体制のあり

方

- ・法の遵守の徹底に向け、自治体の施行体制の強化 や取組の効率化をどのように図るべきか。
- ・自治体ごとの事情(都市/農村、気候、所有者不明の犬又は猫の多寡等)により、各々の解決すべき課題は多様であり、かつ解決するための政策手法についても、住民ニーズや関係者の状況等により多様な選択肢があることから、法令で一律に規定するのではなく、地域の実情に応じた

自治体の取組を促進することが重要な部分がある。一方で、全国統一的な最低限の取組を確保することも必要である。地域住民との関係が密接である動物愛護管理行政を推進するに当たって、どこまでを国が担うべきか。

## 都市部における適正飼養の確保に向けた環境づくり

・都市部においては、犬の訓練やしつけができる公 共の場所が整備されていないとの指摘がある。 適正飼養を推進するために、都市部の自治体に おいて、犬猫とともに利用できる公共の場所の あり方について、考え方の整理が必要ではない か。

## 学校での動物愛護管理教育のあり方

・学校教育において、実際に動物とふれあう活動に 意義が認められている一方で、学校飼育動物に 対して適正でない飼養管理が行われている場合 があるとの指摘がある。学校における適正な飼 養管理の確保を前提として、効果的な動物愛護 管理教育のあり方をどのように考えていけばよ いか。 ○ 動物福祉の観点からすると、<u>現在の学校教育の</u>中で動物を飼育することは限界がある。その中で動物変護管理教育は無理だと思います。まさに、動物園水族館、その他適正な展示業者において動物愛護管理教育、動物福祉教育、環境教育を実施すべき。

### 4. 社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方

動物に対する考え方の把握・整理(多様な動物観の整

理)

- ・日本と西洋の動物観の違い、日本の中での多様な 動物観を整理(代表的なものを収集・整理して取 りまとめ)することが必要ではないか。
- ・その上で、社会的規範としての動物愛護管理の考え方の国民的な合意の下での形成に向けて、基本 指針に沿ってどのように、今後の議論を促進して いくべきか。

※動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に 推進するための基本的な指針

(平成 18 年環境省告示第 140 号)(抜粋) (合意形成)

国民が動物に対して抱く意識及び感情は、 千差万別である。(略)個々人における動物の 愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっ ても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべきものであろう。しかし、 万人に共通して適用されるべき社会的規範 としての動物の愛護及び管理の考え方は、国 民全体の総意に基づき形成されるべき普遍 性及び客観性の高いものでなければならな い。また、動物愛護の精神を広く普及し、我々 の身についた習いとして定着させるために は、我が国の風土や社会の実情を踏まえた動 物の愛護及び管理の考え方を、国民的な合意 の下に形成していくことが必要である

## アニマルウェルフェア (Animal Welfare) とは何か

- ・法第2条第2項の基本原則は、いわゆるアニマルウェルフェアの状況を把握する上で役立つ指針とされている5つの自由(飢え・渇きからの自由、不快からの自由、けが・病気からの自由、通常の行動を可能とする自由、恐怖からの自由)(OIEアニマルウェルフェアに関する勧告)を確保することが必要との趣旨を取り入れた規定とされている。
- ・グローバル化や貿易その他の国際ルールの形成 に伴い、アニマルウェルフェアの概念が、様々な

# 4. 社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方

・動物愛護ではなく、動物福祉に考え方を転換すべき。自分中心の主観的な動物愛護ではなく、動物が何を必要としているかの観点に立ち、そのニーズを満たす福祉へと立ち位置を転換し、法律名も福祉に変えていく方が、各々が何をすべきかとの社会的規範が明確になる。

○西洋と日本(東洋)の動物観の違いを整理し、その上で社会規範としての動物愛護管理のあり方を 議論することには賛成。動物愛護ではなく動物福祉 (アニマルウエルフェア)の視点に立つことが今後 は重要と考える。

- ・アニマルウェルフェアとの片仮名語については、 動物福祉との日本語で呼称すべき。
- ・アニマルウェルフェアについて、理解不足のままに、各々の独自の解釈に基づき片仮名言葉が一人歩きすることは、議論の前提が崩れるものであり、大きな問題。産業・畜産動物の問題について、広く関係者を巻き込んで、一般の方に勉強してもらうためのシンポジウム等を積極的にやってほしい。(産業・畜産動物から始まった議論であり、食品選択や薬

解釈のもと、日本においても浸透しつつある。このような中で、グローバルスタンダードとしてのアニマルウェルフェアについて、正確な理解がないまま普及した場合、社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方の形成・普及に支障をもたらすおそれがある。その歴史、理念、制度、運用等に加え、その背景となった考え方等を踏まえて、グローバルスタンダードとしてのアニマルウェルフェアについて正確な理解が必要ではないか。その上で、アニマルウェルフェアに係る課題及び留意点について整理すべきではないか。

※(基本原則)

第2条 (略)

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

## 家庭動物と産業動物、実験動物等の取扱い

・動物愛護管理法では、産業動物や実験動物の取扱いに特化した詳細な規定(業規制等)は設けられていない。国民の関心の多くは家庭動物、とりわけ犬猫の取扱いにある。他方、国際的には産業動物や実験動物についての取組が進められている。各国における動物に対する考え方等も踏まえ、今後、家畜等の産業動物、実験動物、動物園動物の取扱いについてどのような部分に焦点を当てて取組を進めるべきか。

(薬剤耐性菌)問題等を踏まえず、無責任に産業・ 畜産動物がかわいそうとの議論が広まってしまう と、公共政策を混乱させる。)

○動物園動物を別立てとして取り扱いについて議論してほしい。種の保全、環境教育などに焦点を当て、いわゆる癒し系展示(ふくろうカフェ等)とは明確に区別すべき。

## 5. 「人と動物が共生する社会」の将来ビジョン

・法の趣旨に基づく不必要な殺処分、遺棄虐待など 負の状態の解消の観点に加え、動物が人間の暮 らしに介在することの効用も明確化し、社会に おいて動物の果たす積極的な役割を考えること が重要ではないか。動物に対する多様な価値観・ 考え方がある中で、社会的規範としての動物の 愛護及び管理の考え方に基づき実現を図るべき 「人と動物が共生する社会」について具体像を 取りまとめることの可能性や、それを取りまと めることと今後の動物愛護管理の取組をさらに 進めていく上での有効性について、どのように 考えていくべきか。

※上記課題について検討を行うに当たっては、下記の 視点について留意することが必要である。

## ○多様な主体の果たすべき役割

多様な主体の協働による取組を進めていくため、各 主体の役割は具体的にどのようにあるべきか。

### ○科学的・客観的なデータの収集と情報共有

動物愛護管理に関して収集すべき科学的知見は何か、その調査研究はどのように進めるべきか、それらの成果をどのように政策に反映していくのか、どのように社会的に共有していくべきか。

### 5. 「人と動物が共生する社会」の将来ビジョン

- 「不必要な殺処分」という表現はいかがなもの <u>か。</u>各自治体における殺処分は適正な理由により行 われており、「必要な殺処分」と言うこともできる のではないか。表現に配慮が必要。
- ・虐待防止、適正飼養といった動物福祉活動に続き、新たな問題として、人間の営みそのものが動物の世界に与えるインパクトを総合的に考える時代であり、環境省はそういう波の中枢にいるのではないか(高層ビル等にぶつかり死亡する多数の渡り鳥等)。

○地球規模の持続可能な環境を考えるならばヒト、 生物(動植物)、自然環境のつながりをどう維持し ていくかが重要。「ONE HEALTH」の考えに基づ き環境省は行動すべき。

### ○多様な主体の果たすべき役割

・多様な主体の連携を進めるためには、<u>情報共有、</u>合意形成、協働が必要であり、それらを議論する場が必要。国レベルの関係者のコーディネートも必要であるが、中心になるのは自治体の担当部局であり、自治体職員のコーディネート能力を高める必要。